

施設概要

- 休館日 毎週月曜日・国民の祝日・お盆期間
年末年始（12月29日～1月3日）
- 利用時間 午前9時から午後9時まで
- 利用時間区分と利用料金

名称	広さ・仕様	収容スペース	午前9:00～ 午後12:30	午後1:00～ 午後5:00	午後5:30～ 午後9:00
ホール1	90㎡（鏡付き）	10m×8m （椅子約60脚）	800円	800円	800円
ホール2	60㎡（鏡付き）	7m×8m （椅子約40脚）	600円	600円	600円
会議室1	47㎡（鏡付き）	長テーブル8台	600円	600円	600円
会議室2	24㎡	長テーブル6台	500円	500円	500円
会議室3	17㎡	長テーブル4台	400円	400円	400円
和室	24㎡	12畳	400円	400円	400円

※ホール1、ホール2は連結しての利用が可能

※飲酒を伴う場合（管理運営委員会の許可が必要）は1回につき1,000円加算



ホール
連結して
利用可能



会議室1
窓が大きく、
明るい部屋



会議室3
少人数で
使いやすい



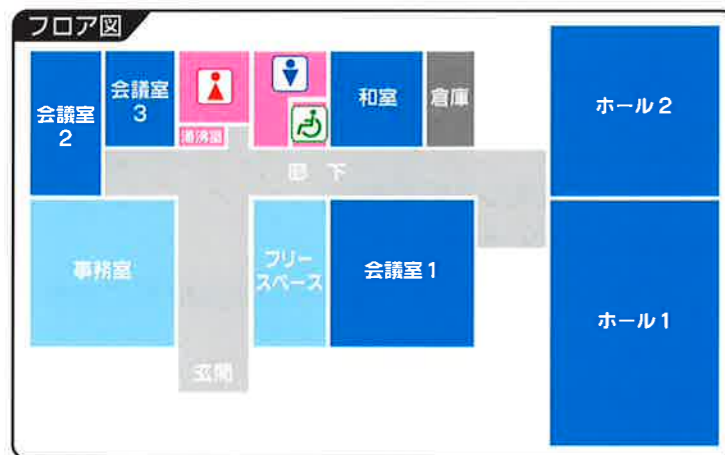
フリースペース
利用者の
憩いの場



駐車場26台
1台分は
障がい者用



多目的トイレ



障がい者対応設備

- 障がい者用駐車場（1台分）
- 多目的トイレ

アクセス

- JR信越線「越後石山駅」下車徒歩2分
- 路線バス石山線「石山」下車徒歩2分
- 区バス紫竹・江南ルート(社会実験)「越後石山駅」下車徒歩2分

石山南まちづくりセンター

利用のご案内

地域活動 の拠点



ふれあいの場

石山南まちづくりセンター管理運営委員会
南中野山小学校区コミュニティ協議会
江南小学校区コミュニティ協議会
園芸センター記念公園愛護会

JR「越後石山駅」前にある園芸センター記念公園内のしだれ桜

石山南まちづくりセンター管理運営委員会

〒950-0852 新潟市東区石山2丁目2番38号

電話番号 025-250-6479

FAX番号 025-250-6489

E-mail ishiyama373@feel.ocn.ne.jp

※ 内容については、予告なく変更が生じる場合がございますのでご了承ください。

石山南まちづくりセンターとは

地域が主体的に地域課題の解決に取り組み、
地域住民の相互の連携を図る活動の場です。



● 利用のきまり

利用申込み

- 受付時間 開館日の午前9時から午後9時まで
- 受付期間 随時受付
- 受付方法 直接、窓口申請書を提出。
※電話、郵送などによる予約・受付をいたします。
※市及び管理運営委員会が公共性の高い事業で利用する場合は優先的に利用を受付ける場合があります。あらかじめご了解ください。



利用料金の納付時期

- 利用の申し込み時に、利用申込書の提出とともに利用料金をお支払いください。

利用料金の免除

- 利用料金の免除は次のものに限り、
(1) 市が利用するとき、 (2) 本会が利用するとき、 (3) その他本会が認めたとき。

利用の変更及び取消し

- 直接、窓口に変更許可申請書・取止申出書を提出してください。
※電話、郵送などによる変更・取消をいたします。

利用の取消しの場合の利用料金

- 利用日7日前の午後9時までの取消し・・・利用料金を返還します。
- 上記以降の取消し・・・利用料金は返還しません。

利用の制限及び禁止事項

次のような目的の利用は許可いたしません。また、違反行為があったときは、直ちに許可を取り消し、以降の利用を禁止します。

- (1) 公益、風俗、秩序、環境を乱すおそれがあるとき
- (2) 建物、その他の物件を汚損または毀損するおそれがあるとき
- (3) 利用の目的がはっきりしないとき
- (4) 営利を目的とするとき（本会が承認した場合は除く）
- (5) 販売行為（本会が承認した場合は除く）
- (6) アルコールの持ち込みは、事前に本会の承認を受けたものに限り、
- (7) その他、センターの管理運営上支障があると認められるとき



利用上の注意事項

利用者は、次の事項を厳守してください。守らないときは、以降の利用を禁止することがあります。

○ 利用時間の厳守

- (1) 利用責任者は、受付に利用許可書を提示してカギを受け取ってください。
- (2) 利用時間は厳守してください。
利用時間には、準備から後始末までの時間を含んでいます。
時間内にすべて完了するようにしてください。

○ 原状回復

- (1) 退出の際は、利用場所の整理・整頓・清掃を行い、利用報告書を事務室に提出してください。
- (2) ゴミや空カン、ペットボトル等については、全て利用者が持ち帰ってください。

○ その他

- (1) 近隣及び他の利用者に迷惑をかけないよう特に注意してください。
- (2) ダンス等の利用で、床を損傷する靴等の使用は認めません。
- (3) 楽器類、カラオケ、及び、エアロビクス等、音や震動により隣室及び近隣住民に迷惑を及ぼす場合は利用を認めません。
- (4) 無断で利用場所を変更し、または、備品等を使用しないでください。
- (5) 火気の使用、喫煙は禁止します。
- (6) 無断で印刷物の配布や掲示をしないでください。
- (7) 設備・備品等を破損したときは、速やかに管理人に報告し、その指示に従ってください（弁償していただくことがあります）。

